

各 課 等 の 長 様

総 務 部 長

令和6年度予算編成方針（依命通知）

令和4年度は、コロナ禍から徐々に社会経済活動の正常化が進みつつある一方、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰など、本市経済を取り巻く環境に厳しさが増す中で、8月には山形県で初めての大雨特別警報が発表され、本市においても記録的な豪雨により、道路や農地などに大きな被害を受けたものの、決算においては、特別交付税が見込みよりも大きく上振れしたことなどで、実質単年度収支が0.8億円とかろうじてプラスの結果となった。

しかしながら、この先、市庁舎建替事業の旧庁舎解体費や市立病院建設事業の医療機器整備のために発行した市債が短期間での返済になることに加え、統合中学校の整備やコミュニティセンターの建替等の大規模事業の実施が控えているため、本年2月に公表した「今後の財政見通し」では、令和8年度まで実質単年度収支の大幅なマイナスが続くと見込んでおり、更に今後も物価高騰による市民生活への影響が長期化すると予想されることから、この間の財政運営は非常に厳しいものになると考えている。

このような中、令和6年度は「米沢市まちづくり総合計画」の集大成となる「第5期実施計画」の初年度であり、前述した大規模事業の確実な実施のほか、市政の様々な課題に果敢に取り組むべき重要な年である。総合計画が目指す将来像の実現に向けて、新たな実施計画に掲げる施策を着実に推進するためには、これまで以上に財源の確保や既存事業の見直しを含めた更なる歳出削減を図り、中長期的に健全で持続可能な財政を維持していかなければならない。

これらを踏まえて、職員一人ひとりがそれぞれ市政における課題と厳しい財政状況をしっかりと認識した上で、互いに知恵を出し合いながら、前例踏襲を打破し、斬新かつ柔軟な思考と創意工夫をもって、令和6年度の予算編成に当たるよう命により通知する。

令和6年度予算編成要領

1 基本方針

(1) エネルギー価格・物価高騰への対応

エネルギー・食料品等の物価高騰に係る経済対策や生活支援事業にあつては、現時点で令和6年度以降の国の支援のあり方が未定であるため、国や他自治体の動向を注視しながら事業効果等を十分に検証した上で、真に必要と認められるものに限り要求を認める。

なお、国の臨時交付金が継続される場合など、その交付対象や使途に適合した国の財政措置がある場合には、その財源を活用して実施することを原則とする。

また、物価高騰の影響により、各施設の維持管理などにおいて、燃料費、光熱水費などの経常経費が増加することが見込まれるが、従来からの経緯や慣行にとらわれず、必要に応じて、仕様の変更による事業費の抑制や、代替手法の検討、適正な負担率を考慮した受益者負担の増加など、単に歳出の増加だけではない手法が選択できないか、十分に検討を行った上で要求すること。

(2) 第5期実施計画登載事業の推進

「米沢市まちづくり総合計画」に掲げる本市の将来像を実現するため、第5期実施計画登載事業については、仮査定結果に付された条件を踏まえ、再度内容の精査を行った上で予算要求すること。実施しないとされた事業の復活要求は、既存事業の見直しによる歳出削減や新たな財源確保などの確実なスクラップ効果を条件としない限り認めない。

なお、実施計画要求後の状況等の変化によって新規事業の要求や事業費の修正が必要な場合は、重要施策に関わるもので相当の事業効果が期待される事業に限り、実施計画への登載を政策企画課と調整した上で予算要求を認める。

また、実施計画登載事業にあつても、燃料費や光熱水費等の増加を含めた物価高騰対策等の財源確保の観点等から、事業の先送りや縮小・廃止を含めた検討を行った上で要求すること。

(3) 行財政改革の取組の強化

中長期的に健全で持続可能な財政を維持するため、令和2年度までを計画期間とする「米沢市財政健全化計画」に掲げていた施策は今後も継続して実施するとともに、新たな歳入の確保に加え、既存事業の見直しをさらに進めること。なお、令和6年度は枠配分（マイナスシーリング）の設定を行わないが、効率

的・効果的な事業の展開を十分に検討し、施策・制度の抜本的見直しや優先順位による事業の取捨選択を積極的に行った上で、適正な予算要求を行うこと。見直しに当たっては、職員の人件費（長時間労働の是正を含む）も事業コストとして考慮し、継続的に実施してきた事業は効果や必要性を十分に検証し、所期の目的を達成した事業については、廃止を前提に検討すること。

2 重点事項

（１）議会等からの提案や意見への対応

議会からの意見、要望については、財政課が取りまとめて庁内の情報共有を図っているが、それに加え、市民等からの意見、要望についても内容を適切に把握した上で対応を検討し、新たに予算措置が必要な場合は、適正な予算要求を行うこと。

（２）予算見積りの精度向上

予算見積りに当たっては、過去の実績や制度改正、対象者数の増減などを的確に把握して論理的に積算すること。特に、多額の不用額が生じている事業は、不用額が生じた要因を分析し、本年度の執行状況や決算見込みを考慮した上で、予算要求を行うこと。なお、増額要求する場合は、その理由を論理的かつ合理的に説明し、要求書や資料に必ず記載すること。理由等説明のない予算要求は認めない。

（３）先進事例の活用

他自治体の先進事例を幅広く研究し、行政のデジタル化、PPP・PFIなどの民間活力の活用、企業版ふるさと納税の活用拡大、クラウドファンディング、ネーミングライツの導入、広告収入の拡大、遊休資産の売却活用等の新たな施策に積極的に取り組み、将来的な財源の確保と事業の効率化を図ること。そのために必要な経費については、優先的に予算計上する。

（４）長時間労働の是正

時間外勤務等の縮減については、毎年度当初に総務課より通知を発出し、時間外勤務等の上限時間を設けるなどして全庁的に取り組んでいるが、時間外勤務等時間数は高止まりしている状況にある。所属長は、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に対する強い取組姿勢を持ち、時間外勤務等の根本原因を洗い出し、分析による業務量自体の削減や合理化、職員間での業務量の偏り是正など、当初予算編成に合わせて時間外勤務等縮減に向けた取組を検討し、業務の効率化を図った上で、必要最小限の財政支出に止めるよう、職場マネジ

メントを強化すること。

(5) 財源の確保

執行段階で補助金等が確保できないといったことがないよう、国や県、その他の補助制度の内容を詳細に確認した上で予算要求を行うこと。また、各自治体に共通の課題であり、補助制度の構築が必要と考えるものについては、国や県に対し制度設立の要望を行うなど、財源の確保に努めること。さらに、超過負担が発生しないよう、予算総額の確保をはじめ、実施単価と補助基準単価との乖離是正等を国や県に働きかけること。

(6) 施設の安全かつ適切な維持管理

施設の点検結果等により市民の生命や安全に関わる瑕疵が発見された場合は、その緊急性を勘案して適切に予算要求するとともに、特に緊急性が高い場合は、年度内の予算措置を含めて速やかに財政課と協議すること。なお、公共施設の大規模改修については、個別施設計画または実施計画への登載事業を除き原則として予算要求を認めない。

(7) 通年予算としての当初予算

年間の需要額を適切に見込んだ通年額として予算要求を行うこと。年度中途の補正は、制度改正に伴うものや災害対応等の緊急を要するもの、真にやむを得ないもの以外は予算要求を認めない。

3 今後のスケジュール

予算編成方針通知	10月12日(木)
各課等予算要求書提出期限	11月10日(金)
各課等第1次内示	12月上旬～随時
財政課長査定	12月上旬～12月22日(金)
総務部長査定	1月9日(火)～1月11日(木)
市長査定	1月17日(水)～1月19日(金)
議会内示(新年度予算説明)	2月7日(水)

※ 上記は予定であり、決まり次第別途連絡するものとする。また、特に総務部長査定以降において、日程調整がスムーズに行われるよう、部課長が揃う日を予め調整しておくこと。